



第4次 野洲市子どもの読書活動推進計画

子どもも大人も一緒に 本に親しむまちに
～読んだ数だけ新しいであいが～



令和7年3月
野洲市教育委員会

目 次

I	はじめに	1
1	子どもの読書活動推進の意義	1
2	計画策定の経緯	1
3	計画の対象	1
4	計画の位置づけ	2
5	計画の期間	2
II	現状と課題	3
1	第3次計画期間中の主な取組	3
2	第3次計画で設定した目標値から見た現状	5
3	子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化	8
4	野洲市の課題	9
III	計画の基本的な考え方	10
1	基本目標	10
2	基本方針	10
3	子どもの発達・成長に合わせた読書	11
IV	子どもの読書活動推進のための方策	12
1	家庭における子どもの読書活動の推進	12
2	地域における子どもの読書活動の推進	13
(1)	公共図書館における推進	13
(2)	ボランティア等における推進	15
3	園・学校等における子どもの読書活動の推進	16
(1)	幼稚園・保育園・認定こども園等における推進	16
(2)	小・中学校における推進	17
V	子どもの読書活動推進目標	19
	令和11年度までに達成する目標値の設定	19
	資料編	20
	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	21
	上位計画 掲載ホームページ	23

I はじめに

1 子どもの読書活動推進の意義

野洲市教育大綱(令和3年度～令和7年度)では、その基本目標の1つに子どもの「生き抜く力」を育てることを挙げています。読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く「生き抜く力」を身につけるための基礎となる営みです。

また、乳児期からそれぞれの子どもの成長・発達や興味に合った読書環境の整備・働きかけを継続して行うことで身についた読書習慣は、生涯を通じての本への親しみや文字文化への信頼につながります。

さらに、日常的に様々な本を読み、その内容を解釈し理解する経験は、情報化が進む社会の中で求められる「読み解く力」や情報リテラシー^{※1}の基盤にもなるものです。

しかし、読書の習慣は多くの場合において自然に身につくものではありません。家庭や地域、園や学校など社会全体で積極的に子どもの読書習慣を育み、子どもが楽しみながら自主的に読書を行える環境を整備することが重要です。

2 計画策定の経緯

本市では、平成20年3月に「野洲市子どもの読書活動推進計画」、平成26年9月には第2次計画を、令和2年には第3次計画を策定し、読書活動を通して子どもたちが心豊かな情操を抱き、健やかに成長するための取組を進めてきました。

前計画の策定から5年が経過した現在、目標の見直しとその達成に向けた取組のための指針を作成し、今後さらに子どもの読書活動を推進するため、ここに「第4次野洲市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

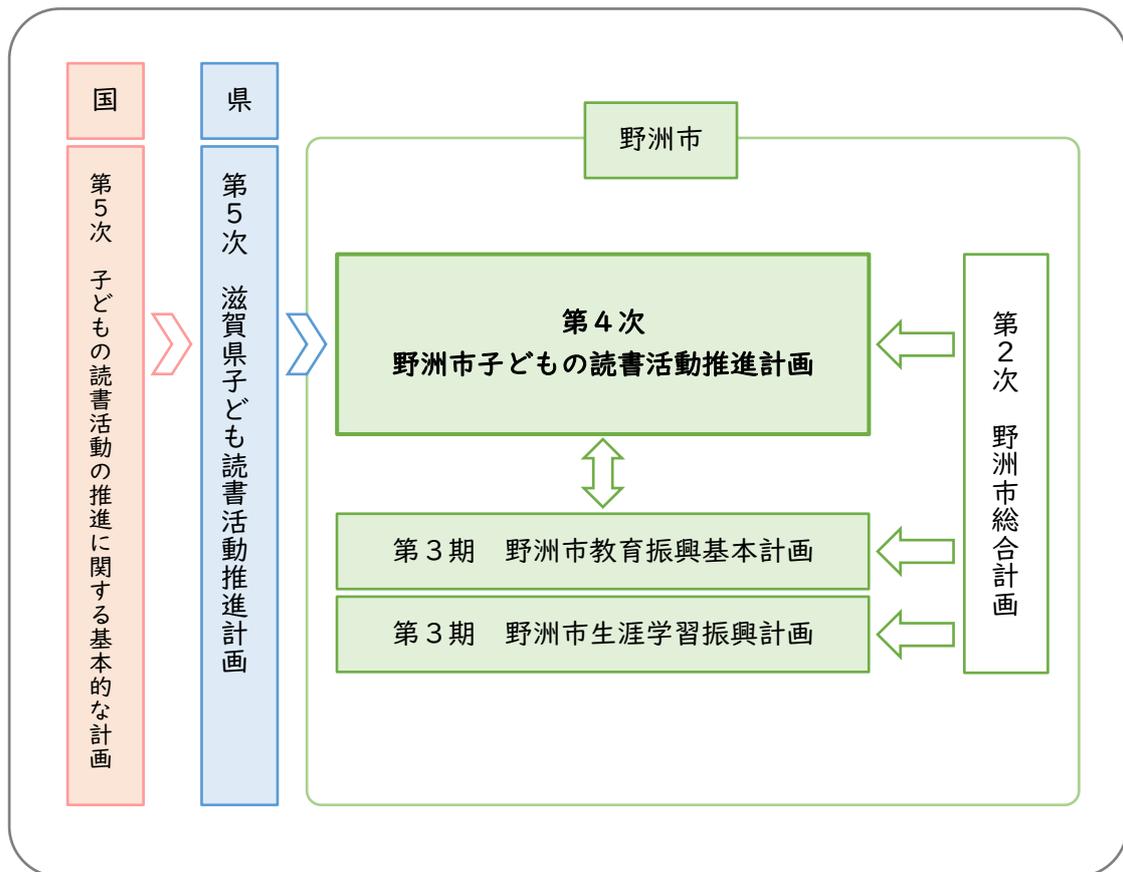
3 計画の対象

この計画では、子ども(概ね18歳以下の者)と、子どもの読書に関わる全ての人や機関を対象とします。

^{※1} 情報リテラシー：様々な情報を読み解き、正しく活用する能力のこと。

4 計画の位置づけ

本計画は「第3次野洲市子どもの読書活動推進計画」の後継計画であり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月制定）に基づく国の「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および「第5次滋賀県子ども読書活動推進計画」の内容を踏まえています。また、上位計画である「第2次野洲市総合計画」をもとに、関連計画である「第3期野洲市教育振興基本計画」および「第3期野洲市生涯学習振興計画」と整合性をとるものとしします。



5 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度（2025年度）から概ね5年間とします。

II 現状と課題

I 第3次計画期間中の主な取組

野洲図書館では、小・中学校の全クラスに設置する学級文庫用図書セット「としよかんBOX」の巡回事業を開始しました（小学校は令和3年2月から、中学校は令和4年4月から）。これは学校図書館充実までのつなぎとして、子どもたちの身近に本がある環境を作るための事業です。

令和5年4月からは野洲駅の自由通路に予約本受取ボックスとブックポスト2台を新たに設置し、24時間本の貸出・返却ができるサービスを開始、また令和5年6月からはアル・プラザ野洲で毎月1回の移動図書館を開始したことにより、場所や時間にとらわれず図書館の本を利用できる取組を行っています。

4か月児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ体験とともに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」については、コロナ禍で一時4か月児健診会場での実施ができなくなったものの、図書館での個別対応に切り替え、事業を継続しました。また、学校でのおはなし会やブックトーク、園・学校・ボランティア等への団体貸出や相談も継続して実施しました。



幼稚園・保育園・認定こども園等では、保護者に向けて定期的に、または長期休業前に、絵本貸出や家庭・地域に向けた啓発紙等の発行をしています。さらに、園の蔵書を計画的に増やしたり、ボランティアと連携した読み聞かせ等を実施したりしています。

令和5年には、第3次計画で目標値の調査対象である9園において、5歳の園児に対して家庭での読み聞かせ状況についての調査を行いました。調査では、家庭で「読み聞かせをしてもらった」と答えた園児が80.6%、「自分で読んでいる」が9.2%「全く読んでいない」が10.2%でした。読み聞かせをしてもらった園児からは、本を読んでもらうことや膝に座るなどの親子のつながりに喜びを感じる声があり、保護者からも絵本が親子のコミュニケーションになっていると評価する声がありました。しかし一方で、「なかなか読み聞かせをする時間がない」などの意見もありました。



小・中学校では、朝などに時間を決めて行う一斉読書を継続実施しています。また、小学校では地域のボランティアや野洲図書館と連携し、絵本の読み聞かせやおはなし会、ブックトーク等を行っています。一部の小・中学校では、児童・生徒が幼稚園や認定こども園で読み聞かせをする取組もあり、地域での連携の輪ができてつつあります。

学校図書館の整備に向けた取組も進めています。令和5年度から学校図書館システムを小・中学校に導入し、図書管理の効率化を図りました。学校図書館の運営事務を担い、子どもと本をつなぐ専門職である学校司書については配置がありませんでしたが、令和5年度から野洲図書館の司書1名が学務課兼務の学校図書館支援員として各学校図書館のサポートに当たり、ボランティアの協力を得ながら、児童・生徒の読書環境整備を行っています。また令和6年度は祇王小学校を「学校司書モデル校」とし、学校図書館支援員が学校司書として週1回学校図書館に常駐しながら、図書室オリエンテーションの実施や読書通帳の取組、授業のための資料提供、教師との連携授業など、児童の読書支援にも積極的に取り組んでいます。その結果、令和5年度の1年間と比較して、令和6年度は1月末までの10か月間で、授業で使用する調べ学習資料の利用件数が約1.8倍に、また児童1人あたりの貸出冊数は約1.3倍に増加するなどの成果が上がっています。



園・学校における読書活動には、ボランティアの活動が大きな力となっています。

園や小学校での読み聞かせのほか、小学校の昼休みに児童向けサロンを開催し、その日のテーマに沿った本を展示したり、読み聞かせたりする取組もあります。また、園などで中学生が読み聞かせを行う活動の際に、読み聞かせ経験のあるボランティアが講師となり指導を行った事例もあります。

学校図書館の整備についても、書架整理や本の修理・装備を担ったり、椅子の座面を貼り替えたりするなどの学校図書館リニューアルを、広く児童・保護者・地域と関わりながら進めるなど、市内各校で様々な活動が行われています。

また、地域でのおはなし会や子育てサロンなど、園・学校以外で子どもが本にふれる機会をつくる、様々な地域のボランティア活動が芽生えています。こうしたボランティアがつくる地域での場は、子どもや保護者だけでなく地域の人が広く集まり、子どもが人とふれあいながら読書を楽しむとともに、地域の人が子どもの読書に関わる機会となっています。



2 第3次計画で設定した目標値から見た現状

<第3次計画で設定した目標値と現状>

区分	目標内容	平成30年度 (計画策定時の値・率)	令和6年度 (計画策定時の目標)	令和5年度 (現状)
幼稚園・ 保育園・ こども園	園児1人あたり蔵書冊数	14冊/人	15冊/人	25冊/人
小学校	子どもの読書活動に関する調査※ ² における不読率※ ³	3.4%	2%	4.9%
	学校図書館図書標準※ ⁴ 達成率 (達成校)	66% (4校)	100% (6校)	33% (2校)
中学校	子どもの読書活動に関する調査 における不読率	32.6%	15%	15.3%
	学校図書館図書標準達成率 (達成校)	33% (1校)	100% (3校)	0% (0校)
園・学校	読書活動においてボランティア等 と協力している校・園の割合	68% (13校園)	83% (15校園)	83% (15校園)
公共 図書館	子ども1人あたり 児童図書貸出冊数(年間)	27.2冊 /人	28冊 /人	26.2冊 /人

<調査の対象>

幼稚園・保育園・ 認定こども園 (9園)	中主幼稚園・野洲幼稚園・祇王幼稚園・北野幼稚園・ ゆきはたこども園・さくらばさまこども園・篠原こども園・ 三上こども園・野洲第3保育園
小学校(6校)	中主小学校・篠原小学校・祇王小学校・三上小学校・ 野洲小学校・北野小学校
中学校(3校)	中主中学校・野洲中学校・野洲北中学校

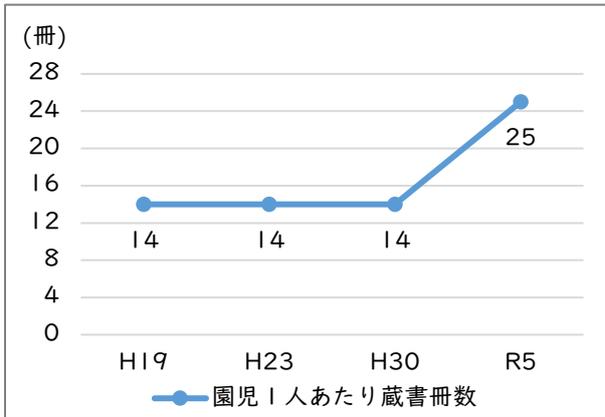
※令和5年時点で18校園、第3次計画策定時より1園減

※² 子どもの読書活動に関する調査：滋賀県が、小学校は第4・5・6学年の児童、中学校は第1・2・3学年の生徒を対象に、子どもの読書活動に関する調査を毎年実施しており、5月の1か月間に読んだ図書の冊数を調べている。

※³ 不読率：1冊も本を読まなかった子どもの割合。

※⁴ 学校図書館図書標準：公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として、国が設定した蔵書冊数。

園児 1人あたり蔵書冊数

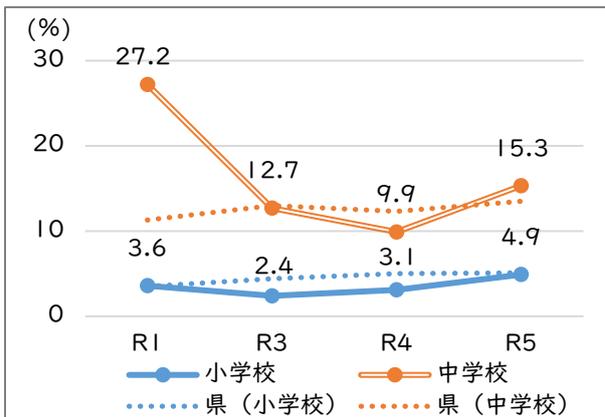


園児 1人あたりの蔵書冊数は、平成 30 年度までは変動がありませんでしたが、令和 5 年度には目標値を大きく上回っています。ただし、全体的な蔵書冊数が増加する一方で、園児数が減少していることも、園児 1人あたりの蔵書冊数が増加した理由の 1つとして考えられます。

引き続き蔵書の充実を進めるために、古い本が適切に入れ替えられているかについても見直すことが大切です。

平成 19 年度	平成 23 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	第 3 次計画目標
14 冊/人	14 冊/人	14 冊/人	25 冊/人	15 冊/人

子どもの読書活動に関する調査における不読率



1か月で 1冊も本を読まなかった子どもの割合である不読率は一時減少傾向でしたが、近年徐々に上がってきています。

学年や学校段階が上がるにつれて読書から遠ざかる傾向は全国的に見られ、野洲市では特に中学校において、県・国の数値より不読率が高くなっています。読書を見守る児童生徒の自発性だけに任せるのではなく、本と子どもをつなぐための具体的な取組が必要です。

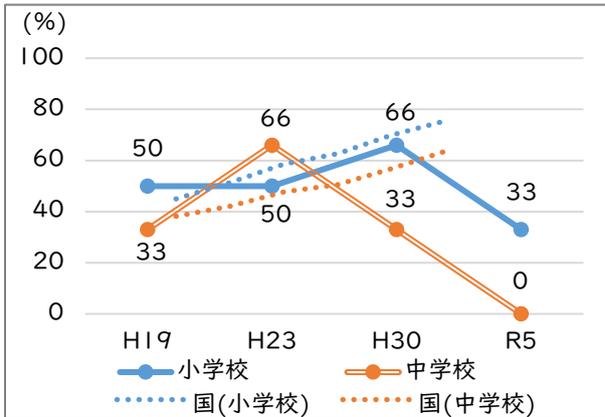
		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第3次計画目標
市	小学校	3.6%	2.4%	3.1%	4.9%	2%
	中学校	27.2%	12.7%	9.9%	15.3%	15%

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で調査中止

		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第3次計画目標
県	小学校	3.5%	4.4%	5.0%	5.1%	—
	中学校	11.3%	13.0%	12.3%	13.5%	—
国	小学校	6.8%	5.5%	6.4%	7.0%	—
	中学校	12.5%	10.1%	18.6%	13.1%	—

「滋賀県子どもの読書活動に関する調査」(滋賀県)・「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

学校図書館図書標準達成率（達成校）



学校図書館図書標準を達成したのは達成目標冊数自体が少ない小規模校2校のみで、市内小・中学校全体での達成率は令和5年度で平均約75%でした。

冊数を増やしていくことも必要ですが、同時に蔵書内容の充実も不可欠です。令和5年度3月の時点で、全ての小・中学校において出版から20年以上経過した本が蔵書全体の1/3以上（うち5校は半数以上）を占めています。学校図書館の資料

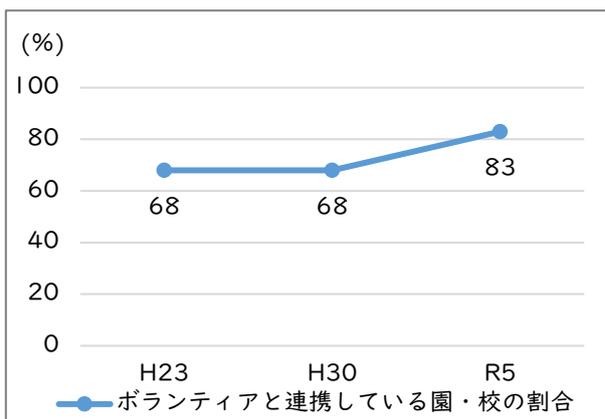
費が少なかったこと、学校司書の不在により適切に蔵書の更新が行われてこなかったことが原因ですが、まずは内容が古くなった本を廃棄し、子どもが読みたいと思える本を増やしていくことが大切です。

	平成19年度	平成23年度	平成30年度	令和5年度	第3次計画目標
小学校	50%(3校)	50%(3校)	66%(4校)	33%(2校)	100%(6校)
中学校	33%(1校)	66%(2校)	33%(1校)	0%(0校)	100%(3校)

	平成20年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	令和2年度
国(小学校)	45.2%	50.6%	56.8%	60.3%	66.4%	71.2%
国(中学校)	39.4%	42.7%	47.5%	50.0%	55.3%	61.1%

学校図書館の現状に関する調査(文部科学省)

読書活動においてボランティアと協力している園・校の割合

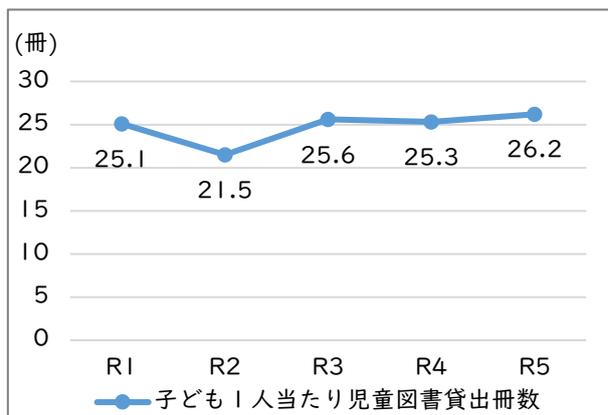


読書活動においてボランティアと協力している園・校の割合は目標値に達しました。園では77%、小・中学校では88%がボランティアと連携しています。

子どもが人と関わりながら本と親しむことができる環境づくりを進めるために、引き続きボランティア団体等、保護者や地域との協力を進め、活動を広げていくことが大切です。

平成23年	平成30年度	令和5年度	第3次計画目標
68% (13園・校)	68% (13園・校)	83% (15園・校)	83% (15園・校)

子ども1人あたり児童図書貸出冊数



公共図書館における12歳以下の子ども1人あたりの児童図書貸出冊数は、目標値に達していません。

令和2年度に貸出冊数が大きく減少したことについては、新型コロナウイルス流行による臨時休館および外出自粛等の影響が考えられますが、その後の貸出冊数は緩やかに増加しています。

令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	第3次計画目標
25.1冊/人	21.5冊/人	25.6冊/人	25.3冊/人	26.2冊/人	28冊/人

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

社会のデジタル化が急速に進展する昨今、小学生が自分用のスマートフォンを所持していることも珍しくなくなってきました。学校においてもGIGAスクール構想の下、1人1台端末を用いた教育が着々と進められるなど、子どもを取り巻く生活環境は大きく変化しています。こうした中、インターネット上で入手した情報を正しく取捨選択する情報リテラシーの獲得が求められています。

また、令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行されました。これは、障がいの有無に関わらず誰もが読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律であり、さまざまな障がいのある人が利用しやすい形で本の内容にアクセスできることを目指すものです。この法律に基づいた読書環境の整備を、継続的に行っていく必要があります。

子どもたちの活字離れ^{※5}も危惧されている中、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、社会全体で子どもの読書活動を推進していく必要性が高まっています。

※5 活字離れ：動画や短い文章に触れる時間が増え、長い文章を読み切る機会が減少することが危惧されます。

4 野洲市の課題

①学校図書館の整備

野洲市の学校図書館の蔵書は、全体的に古い本が多く、また冊数の上でも十分とはいえない状況にあります。また、令和5年度から学校図書館システムが導入されましたが、そのシステムを活用して学校図書館を整備し、子どもと本をつなぐ専門職である学校司書の配置はありませんでした。

学校司書については、複数校の兼任や短時間勤務が多い実態はあるものの、滋賀県内の公立小学校で82.1%、公立中学校で80.6%の学校に配置されている^{※6}ことから、野洲市においても早急な配置が求められています。令和5年度から学務課兼務の野洲図書館司書1名が学校図書館支援員として各校の支援にあたっていますが、その内容は市内9校への助言やサポートであり、各校の現場で実務を担う学校司書がいなければ、学校図書館を十分に活用していくことはできません。学校司書が蔵書の適切な更新、一貫した分類に基づく書架管理等の専門的職務を担うとともに、司書教諭や教員と連携して児童生徒の学習・読書支援に当たることにより、学校図書館が子どもにとってより身近な場所となり、子どもの読書意欲をより自然に引き出すことが期待できます。

②多様な子どもたちが本に親しむことができる環境整備

現在各園・校において職員やボランティアによる読み聞かせや環境整備が進められていますが、障がいのある子どもや外国にルーツをもつ子ども、さらに貧困やひきこもりなどさまざまな背景をもつ子どもへの取組は十分とはいえません。

図書館で大活字本やLLブック^{※7}、多言語資料の収集をすすめ、資料提供を行うほか、各関係機関が連携し、これらの多様な子どもたちが読書に親しめるような取組を積極的に行う必要があります。

③子どもの周りの大人を巻き込んだ地域全体での取組

子どもが本に親しむためには、周囲の大人の働きかけがとても大切です。特に保護者の読書に対する姿勢は、子どもに大きな影響を及ぼします。

また地域で活躍するボランティアも、子どもの読書活動を推進するための大きな原動力です。ボランティアがその力を十分に発揮できるよう活躍の場を設けるとともに、研修や交流の機会を持つことも大切です。さらに、アル・プラザ野洲での移動図書館事業のように、民間企業や他団体とも連携し、地域全体で子どもの読書を推進していくことも必要です。

子どもの読書活動推進のための取組が子どもの周りで広がることで、より多くの人に関心を持ち、各々ができることから活動や呼びかけを行うきっかけにもなります。

^{※6} 学校司書については、複数校の……学校に配置されている：県調べ。令和6年5月1日現在。19市町中16市町で域内全ての公立小・中学校に学校司書を配置。

^{※7} LLブック：誰もが読書を楽しむことができるように、やさしい言葉やふりがな、写真などを使用した、誰もが読みやすい本。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本目標

『子どもも大人も一緒に 本に親しまちに ～読んだ数だけ新しいであいが～』

子どもたち一人ひとりが、家庭・地域・園・学校等を通した社会全体のつながりの中で、様々な機会を通して大人とともに本や読書に親しみ、読書習慣を身につけることができるよう、次の3つの基本方針を示し、本市における子どもの読書活動を推進します。

2 基本方針

①子どものための読書環境づくり



すべての子どもが、成長・発達に応じた本と身近にであい、読書の喜び楽しさを発見し、本に親しむことができるよう、読書環境の整備・充実に努めます。

②子どもが本に親しむ機会づくり



家庭・地域・園・学校等の場でそれぞれに取り組を行うだけでなく、各機関・地域等で互いに連携して事業や企画等を行い、様々な場所や方法で子どもに向けた読書機会の提供に努めます。

③子どもと本をつなぐ人づくり



子どもの読書に関わる大人に対しても、子どもの読書に関する理解と関心を高める機会を提供し、それぞれの需要や必要性に合わせた情報発信を行うことで、子どもの読書に関わる大人を含む地域全体で、子どもの読書に関する理解と関心を高めるよう努めます。

3 子どもの成長・発達に合わせた読書

子どもの読書活動は成長・発達とともに移り変わっていきますが、それぞれに合った読書環境の整備・働きかけを継続して行うことが大切です。

成長・発達	およその年齢	読書活動	読書活動推進の意義
乳児期	0～3歳	本とであう	乳児と保護者が、絵本を通して心ふれあうひとときを持つことで、親子の信頼関係が育まれます。そして本を読んでもらうときの幸せな気持ちが本への興味につながります。
幼児期	3～6歳	本を楽しむ	読んでもらうことで、だんだん長い絵本が楽しめるようになり、ことばや想像力が育まれていきます。自分の好きな本を見つけて楽しむことで、本への親しみが深まります。
小学生期	6～12歳	たくさん読む	「聞く読書」から「自ら読む読書」が主体となり、読む本の幅が広がります。短い本から始めて「最後まで読み通す」経験を積むことで、読む力がついていきます。この時期に日常的な読書を続けることが、一生を支える「読書習慣」の土台となります。
中学生期	12～16歳	本から学ぶ	部活や勉強だけでなく、読書によって知識を広げたり考えを深めたりすること、また感動を体験することが、思春期を乗り越えていく力になります。
高校生期	16～18歳	本を活用する	就職・進学という人生の岐路に立つ時期です。自分の世界を広げ、自分の生き方を模索するために、読書がその助けになります。

IV 子どもの読書活動推進のための方策

I 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって生活の場の基本です。子どもが日常生活を過ごす中で自然に本にふれることができる環境を整え、本に親しむ習慣をつくるのが大切です。

子どもは保護者から本を読んでもらう時、保護者の愛情を感じながら読書を楽しみます。その幸せな体験が、親子の信頼関係を育み、ことばや想像力の発達にもつながっていきます。

このことを実現するためには、保護者が子どもの読書へ高い関心をもつように働きかけることが不可欠です。保護者に対して、子どもが乳児期の時から絵本の大切さを伝える、その後も継続的な支援や情報発信を行うなど、子どもと関わりのある各関係機関が、積極的に保護者に向けた取組を行います。

基本方針	期待される取組	取組内容・実現のための施策
子どものための読書環境づくり	家庭で本に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの目につくところに本を置く ・図書館に一緒に行って、本を借りる 【図書館資料の収集・提供（図書館）p13】 【蔵書の整備・充実（園）p16】 【学校図書館等の蔵書・環境整備（学校）p17】
子どもが本に親しむ機会づくり	家庭で読書する時間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせをする時間をとる ・保護者だけでなく祖父母や兄弟など、家族全員で読み聞かせをする ・保護者も子どもと一緒に本を読む
	公共図書館・園・学校の蔵書活用	<ul style="list-style-type: none"> ・調べものをするとき図鑑などを利用してみる 【図書館資料の収集・提供（図書館）p13】 【蔵書の整備・充実（園）p16】 【家庭での読み聞かせ活動の推進（園）p16】 【学校図書館等の蔵書・環境整備（学校）p17】
	おはなし会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館など地域のおはなし会に参加する 【おはなし会等事業の実施（図書館）p14】 【地域での読み聞かせ活動等の実施（ボランティア）p15】
子どもと本をつなぐ人づくり	市や各機関・園・学校等が開催する研修等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館のブックスタート事業へ参加する 【ブックスタート事業（図書館）p14】 <ul style="list-style-type: none"> ・園や学校の保護者向け研修会へ参加する 【保護者や地域への情報発信（園）p16】 【保護者や地域への情報発信（学校）p18】 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館など地域で開催される講座・講演会へ参加する
	子どもの読書活動に関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館や市のホームページ、学校だよりや園だよりなどで情報収集をする 【ブックリストの配布（図書館）p14】 【保護者や地域への情報発信（学校）p18】

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、子どもたちが日々過ごす家庭や園・学校のほかに、地域の中で子どもが読書と関わる場が必要であり、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくるのが重要です。

(1) 公共図書館における推進

公共図書館は、子どもが学校外で本とであい親しむことができ、気軽に相談できる場所となるような環境整備に努めるとともに、園・学校・コミュニティセンター・学童保育所・書店・ボランティア等、また他の機関とも積極的に連携して、より多くの子どもたちに本と親しむ機会を提供し、読書活動の普及・啓発に努めるなど、子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たします。

基本方針	取組	内容（★は重点）
子どものための読書環境づくり	図書館資料の収集・提供	<p>★長く読み継がれた本のほか、子どもの様々な興味・関心に応える幅広い分野の資料を選書・収集し、貸出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園・学校・学童保育所・ボランティアに対し、団体貸出を行う ・小・中学校に対し、調べ学習資料の団体貸出を行う <p>★野洲駅予約本受取ボックスやアル・プラザ野洲での移動図書館等を活用し、図書館に来館利用できない子どもへの貸出を行う</p>
	図書館の施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・野洲図書館本館および中主分館において、子どもが利用しやすい環境整備を行う ・ヤングアダルト（中高生向け）コーナーの充実を図る
	障がいのある子どもや、外国語を母語とする子どもへのサービス	<p>★さわる絵本、点訳絵本、LLブック、大活字本、布絵本等の収集および貸出を行う</p> <p>★マルチメディアデイジー図書^{※8}およびタブレット端末の貸出を行う</p> <p>★外国語絵本・図書の収集および貸出を行う</p>
	園および小・中学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・認定こども園等に対し、読み聞かせ用絵本セットの巡回事業を行う ・小・中学校に対し、学級文庫用図書セット「としょかんBOX」配本事業を行う ・図書館から距離がある小・中学校に対し、月1回の移動図書館事業を行う。

※8 マルチメディアデイジー図書：活字による読書が困難な人に対し、パソコンやタブレット等で、音声とともに文字や画像を見ることができるデジタル図書。

子どもが本に親しむ機会づくり	おはなし会等事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・親子（乳幼児）向け 「ちっちゃなおはなしの森」 「ちっちゃなおはなしの森 in 中主」 ・子ども向け 「おはなしの森」 「おはなし会」 「一日図書館員」 「調べ方講座」 ・障がいのある子どもへの出張おはなし会
	園・学校・ボランティアとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・依頼のあった園・学童保育所・地域の活動等に対し、司書がおはなし会を実施する ・司書が学校に出向き、ブックトークを実施する。またボランティアと連携し、おはなし会を実施する ・中学生職場体験の受入を行う ・図書館見学の受入を行う
子どもと本をつなぐ人づくり	ブックスタート事業	★絵本を通じた親子の絆づくりのため、健康推進課と連携し、市の4か月児健診の場で、司書が読み聞かせの体験とともに絵本をプレゼントする
	ブックリストの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめてのほんはともだち」（乳幼児向け） ・「3さい～6さいむけほんはともだち」（3～6歳向け） ・「げっかんほんはともだち」（子ども向け） ・「とくばんほんはともだち」（小学生向け） ・「やすど！」（中高生向け） ・「やすど！特別号」（中高生向け）
	子どもに関わる大人や保護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者やボランティア、園・学校の職員等を対象とした研修や講座の講師として司書を派遣する ・保護者やボランティア等からの本に関わる相談に対応する ・絵本や児童文学等に関わる研究書を収集する ・絵本や児童文学に関わる講座を開催する

(2) ボランティア等における推進

読書ボランティアには、園・学校・図書館・社会福祉協議会・自治体・企業等と連携しながら、子どもが読書に親しむ機会を提供したり、その環境整備を行ったりするなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割を果たすことが期待されます。

このため、既に活動をしている人やこれから始めたいと考えている人に向けて、活動の場を提供したり、その活動を支援したりする取組を進めます。また、子どもの読書活動の重要性についての理解や読み聞かせ等の技術向上のために、ボランティア等の子どもの読書活動を支える人たちを対象とした研修や交流の機会を提供します。

基本方針	期待される取組	取組内容・実現のための施策
子どものための読書環境づくり	園蔵書や学校図書館の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・園の蔵書の修理や装備を行う ・学校図書館において、書架整理や蔵書の装備など、子どもが利用しやすい環境づくりを行う <p>【蔵書の整備・充実（園）p16】 【学校図書館等の蔵書・環境整備（学校）p17】</p>
	活動で利用する図書資料等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公共図書館の団体貸出等を利用する <p>【図書館資料の収集・提供（図書館）p13】</p>
子どもが本に親しむ機会づくり	園・学校との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・園や学校で、読み聞かせやおはなし会を行う <p>【学校やボランティア・公共図書館との連携（園）p16】 【園やボランティア・公共図書館との連携（学校）p17】</p>
	地域での読み聞かせ活動等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で連携しながら、読み聞かせやおはなし会を行う
子どもと本をつなぐ人づくり	活動についての情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアサロンの開催や、活動内容のデモンストレーション等を行い、活動について情報発信をする ・周囲の関心を高める取組を行うことで、ボランティアのなり手を増やす
	子どもの読書活動についての情報を集める	<ul style="list-style-type: none"> ・市や各機関が開催する研修・講座に参加する <p>【子どもに関わる大人や保護者への支援（図書館）p14】 【保護者や地域への情報発信（園）p16】 【保護者や地域への情報発信（学校）p18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館や市ホームページ等から情報収集をする <p>【ブックリストの配布（図書館）p14】 【保護者や地域への情報発信（園）p16】 【保護者や地域への情報発信（学校）p18】</p>

3 園・学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園等における推進

乳幼児期に絵本を読んでもらったり、本に親しんでその楽しさを覚えたりすることは、その後の読書活動の基礎となる大切な体験です。幼稚園・保育園・認定こども園等は、絵本等を整備して気軽に絵本や物語にふれることができる環境づくりを行い、読み聞かせやおはなし会を通して、本の楽しさや面白さを感じられる機会を日常的に提供します。また教職員・保育士一人ひとりが、乳幼児期における読書活動の重要性を深く理解し、実践に活かすことができるように、研修等を通じた職員の資質向上に努めます。

さらに親子で絵本を楽しむ時間を家庭で持てるように、保護者に対する啓発や絵本の貸出を行います。また、ボランティアや関係機関との協力・連携も進めていきます。

基本方針	取組	内容（★は重点）
子どものための読書環境づくり	蔵書の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数を充実させるとともに、古くなった蔵書等の見直しと適切な更新を行う ・公共図書館の団体貸出や読み聞かせ用絵本セットを活用する ・ボランティアと連携し、蔵書の修理等を行う
	職員の資質向上	★絵本に関する研修等を実施・参加し、子どもたちへの読み聞かせに活かす
子どもが本に親しむ機会づくり	園児への読み聞かせ	・機会を設け、職員による園児への読み聞かせを積極的に行う
	学校やボランティア・公共図書館との連携	★ボランティアによる読み聞かせ等を企画する ・図書館へおはなし会を依頼する
	多様な状況に合わせた読書への取組	★園児や保護者の多様な状況に合わせて、さわる絵本や布絵本、外国語絵本等の利用を推進する
	読書活動推進月間の設定	・「子ども読書の日」や「読書週間」に関連した取組を推進する
子どもと本をつなぐ人づくり	家庭での読み聞かせ活動の推進	★保護者に絵本の貸出を行う ★家庭での読み聞かせについて呼び掛ける
	保護者や地域への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・園だより等を通して、園での読書活動の様子や読み聞かせの大切さについて発信する ・保護者に向けて、子どもの年齢等に合った絵本を紹介・配信する ・ボランティア向け研修会や講座を開催する

(2) 小・中学校における推進

小・中学校では従来から国語などの各教科における学習を通じて読書活動が行われており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担ってきました。特に子どもにとって最も身近な図書館である学校図書館は、児童生徒の読書活動の推進および読む力の育成のための拠点として、より一層の整備・充実が必要です。

子どもたちが読書に対する興味や関心を抱き、読書習慣を身につけていくためには、一斉読書や読み聞かせ等、本に親しめる取組を充実させるほか、図書を活用した授業を行うなど、様々な学習において読書活動が展開される工夫をしていくことが求められます。そのために、司書教諭が核となって全校的な読書活動を計画・推進していくこと、そしてその司書教諭や教員と連携しながら専門的実務を行う学校司書の配置を進めていきます。

さらに、障がいのある子どもや外国語を母語とする子ども等、様々な状況にある子どもたちが皆豊かな読書体験を得られるように、公共図書館等と連携しながら、図書資料の整備・充実を図ります。

基本方針	取組	内容（★は重点）
子どものための読書環境づくり	学校司書の配置	★学校司書を配置し、教職員と協力して子どもの読書活動を推進することで、子どもと本をつなげ、子どもの主体的な読書活動・学習活動を推進する
	蔵書貸出等における学校図書館システムの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・図書の貸出・返却の効率化や正確性の向上を図る。また蔵書検索機能の活用により、蔵書を効率的に活用する ・児童生徒や教職員の学校図書館利用に関するデータの収集を行い、そのプライバシーを保護しながら、子どもの読書に関する状況の分析と取組の見直しを行う
	学校図書館等の蔵書・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵書冊数を充実させるとともに、蔵書の見直しと適切な更新を行う ・公共図書館が学校に届けている「としょかんBOX」を活用する ・ボランティアと連携し、環境整備等を行う
子どもが本に親しむ機会づくり	読書を習慣づける取組	★朝の一斉読書などを行い、学校全体で子どもが読書をする時間を確保する
	園やボランティア・公共図書館との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域のボランティアによる読み聞かせ活動、公共図書館の司書によるおはなし会やブックトークを行う

子どもが本に親しむ機会づくり	授業における学校図書館の活用推進	<p>★調べ学習の資料について、学校図書館や公共図書館で借りた本を授業で利用する</p> <p>★授業で図書室を活用することで、図書室に親しみをもつ機会を設ける</p>
	多様な状況に合わせた読書推進	<p>★障がいのある子どもや、外国語を母語とする子ども等、児童生徒の多様な状況に合わせて、さわる絵本、点訳絵本、LLブック、大活字本、布絵本・外国語絵本・図書等を利用できるような取組を推進する</p> <p>★学級における一斉の読み聞かせに参加しづらい特別支援学級等の児童に対し、個別の読み聞かせの機会を設ける</p>
	読書活動推進月間の設定	<p>・「子ども読書の日」や「読書習慣」に関連した取組を推進する</p>
子どもと本をつなぐ人づくり	子どもが読書への関心を高める取組	<p>★「読書貯金通帳」や「しおりコンクール」などの取組を行い、読書への意欲を引き出す</p>
	司書教諭と教職員の連携・理解	<p>・司書教諭が核となって計画する、全校的な読書活動について教職員間で共有し、学校全体での取組を推進する</p>
	保護者や地域への情報発信	<p>・学校だより等を通じて、学校での読書の取組の様子やボランティアの募集などを発信する</p> <p>・ボランティア向け研修会や講座を開催する</p>

V 子どもの読書活動推進目標

令和11年度までに達成する目標値の設定

<目標値一覧>

目標内容		令和5年度 (現状)	令和11年度 (目標)
学校図書館における児童生徒 1人あたり年間貸出冊数	小学校	8.8冊/人	15冊/人
	中学校	0.4冊/人	2冊/人
「子どもの読書活動に関する調査」において、1か月に1冊以上の本を読んだ児童生徒の割合	小学校	95.1%	98%
	中学校	84.7%	90%
読書活動においてボランティア等と協力している園・学校の割合	園・学校	83% (8校7園)	100% (9校9園)
公共図書館における児童書の貸出冊数	公共図書館	153,254冊	153,500冊

<調査の対象>

幼稚園・保育園・ 認定こども園 (9園)	中主幼稚園・野洲幼稚園・祇王幼稚園・北野幼稚園・ ゆきはたこども園・さくらばさまこども園・篠原こども園・ 三上こども園・野洲第三保育園
小学校(6校)	中主小学校・篠原小学校・祇王小学校・三上小学校・ 野洲小学校・北野小学校
中学校(3校)	中主中学校・野洲中学校・野洲北中学校

資料編

○子どもの読書活動の推進に関する法律	21
○上位計画 掲載 web ページ	23

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律 第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○上位計画 掲載 Web ページ



第5次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

文部科学省 web ページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00072.html



第5次 滋賀県子ども読書活動推進計画

滋賀県 web ページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/katei/kodoku/337029.html>

※通信料等は各自での負担となりますのでご注意ください。



第4次野洲市子どもの読書活動推進計画

令和7年3月

野洲市教育委員会事務局 生涯学習課

〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原 1780 番地

TEL : 077-587-6053 FAX : 077-587-3835

E-mail syougai@city.yasu.lg.jp